指定工場等の一覧

1　定格出力の合計が 2.25 キロワット以上の原動機を使用する物品の製造若しくは加工又は作業を行う工場

2　定格出力の合計が0.75キロワット以上2.25キロワット未満の原動機を使用する物品の製造若しくは加工又は作業で次に掲げるものを行う工場

（1） 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆、製袋、製綿（再製綿を含む。）、製網又は裁断

（2） 印刷又は製本

（3） 金属の打抜き、型絞り又は切断

（4） より線若しくは金網の製造又は直接機を使用する金属線の加工

（5） つき機、から機、粉砕機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工

（6） 木材、石材若しくは合成樹脂のひき割り又は木材のかんな削り若しくは裁断

（7） 合板の加工

（8） セメント製品の製造

（9） 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（セルロイド及びエボナイトを含む。）の研磨

（10） ガラスの加工

3　次に掲げる物品の製造若しくは加工又は作業を行う工場

（1） 金属綿材（管を含む。）の引抜き

（2） 鉄釘類又は鋼球の製造

（3） 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断

（4） 金属のつき打ち加工又は電動工具若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋲打

（5） 金属の表面処理、表面加工又はめっき

（6） 研磨機を使用する研磨（工具用研磨機を除く。）

（7） 乾燥油又は溶剤を用いる防水紙布又は絶縁紙布の製造

（8） 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工

（9） 合成樹脂の加熱加工又はめっき

（10） 金属の溶融又は精練（貴金属の精練又は活字の鋳造を除く。）

（11） 金属の熱処理

（12） アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜（りゅう）産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造

（13） 墨、懐炉灰、豆炭又はれん炭の製造

（14） 動物の臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造又は加工

（15） 油脂の採取若しくは加工又はせっけんの製造

（16） 肥料の製造

（17） 無機化学薬品又は有機化学薬品の製造又は加工

（18） 亜硫酸ガス又は亜硫酸水を用いる物品の加工

（19） 合成樹脂の再成又は酸若しくはアルカリによる処理
（20）ドラム缶その他の空缶の再生
（21） 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革のなめし若しくは染色
（22） 医薬品の製造又は加工
（23） 農薬の製造又は加工
（24） 香料又は化粧品の製造又は加工
（25） 写真感光材料の製造又は加工
（26） 廃油又は溶剤の再生
（27） 吹付塗装
（28） 食料品の製造
（29）アスベスト製品の製造又は加工

4 次に掲げる事業場
（1） 自動車駐車場
（2） ガソリンスタンド又は液化ガススタンド（固定した給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するものをいう。）
（3） 洗車場（動力を使用するものに限る。）
（4） スクラップ処理場（作業面積が 100 平方メートル未満のものを除く。）
（5） セメントサイロ（セメント袋詰の作業が行われるものに限る。）
（6） 材料置場
（7） 化製場又は死亡獣畜取扱場
（8） と畜場
（9） 畜舎（面積が鶏舎にあっては150平方メートル未満、豚房にあっては50平方メートル未満、牛房にあっては200平方メートル未満、馬房にあっては500平方メートル未満のものを除く。）
（10） ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの並びに日本産業規格B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が5平方メートル未満のものを除く。）を有する事業場
（11） 石材加工場
（12） 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
（13） 写真の作成の用に供する自動式洗浄施設を有する作業場
（14） 倉庫又は配送センター（床面積の合計が 100 平方メートル未満のものを除く。）
（15） 洗濯業の用に供する施設を有する作業場
（16） 自動車整備作業場
（17） 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場

5 工場の用に供する建築物
（1） 他人に工場として使用させるための建築物